

立川市「週休2日促進工事（建築・電気・機械）」実施要領

1 目的

この要領は、立川市の発注する工事において、週休2日の取組を指定する工事の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所又は現場休息（以下「現場閉所等」という。）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている期間及び受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 週休日

現場閉所等を行う日をいう。

(4) 現場閉所

巡回パトロール、保守点検等を除き、現場及び現場事務所での作業がなく、1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場及び現場事務所での作業が1日を通してない状態をいう。

(6) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所等の日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

3 対象工事

立川市の発注する全ての建築工事・電気設備工事・機械設備工事を対象とする。ただし、以下の工事は対象外とすることができる。

(1) 単価契約工事

(2) 対象期間が30日未満の工事

(3) 工事内容及び施設の実情等により対応が困難な工事

4 週休日の設定

立川市休日条例（平成元年立川市条例第6号）第1条第1項に規定する休日に現場閉所等を行うことで週休2日に取り組むこととする。ただし、工事着手時に、受発注者間の協議により、

土日以外の曜日に週休日を任意に設定し、現場閉所等を行うことで週休2日に取り組むこともできる。

週休日以外の日に現場閉所等が必要となった場合、週休日に振り替えて、現場作業を行うことができるものとする。また、受発注者間の協議により週休日に現場作業をする場合は、週休日以外の日に振り替えて現場閉所等を行うこととする。

5 積算方法等

(1) 補正方法

対象期間において、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価と、市場単価及び建設資材定期刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価）（以下「市場単価等」という。）の労務費）を補正する。

ア 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に東京都財務局「週休2日促進工事」実施要領に定める補正係数を乗じて補正する。

イ 市場単価等

市場単価等は、東京都財務局「週休2日促進工事」実施要領に定める補正率を乗じ、単価を補正する。なお、新築、改築及び全館無人改修の場合は新営補正率、執務並行改修の場合は執務並行改修補正率を用いて補正すること。

(2) 積算及び変更方法

4週8休以上を前提に、(1)により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所等の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、立川市工事請負契約約款第23条の規定に基づき契約金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6 入札条件等

対象工事である旨等の明示は、工事特記仕様書に記載する。

7 現場閉所等の確認方法等

(1) 工事着手前

- ① 監督員は、現場閉所等の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ② 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などを対象外とする期間を、受注者との協議により決定する。
- ③ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

(2) 工事着手後

- ① 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所等の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所等の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ② 監督員は、受注者が作成する現場閉所等の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所等の日数を確認する。

- ③ 受注者は、監督員による現場閉所等の実施状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所等の日を記載し、監督員に提出する。

8 留意事項

- (1) 現場閉所等の実施状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (2) 監督員は、現場閉所等の前日などに、現場閉所等の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。
- (3) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- (4) 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間及び概成工期を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。また、受注者は、他業種への工期のしわ寄せが生じないように、概成工期を考慮したうえで実施工程表を作成すること。
- (5) 監督員は、統括安全衛生責任者等を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者等を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (6) 週休2日促進工事の見える化として、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い、現場事務所の入り口、作業員詰所等に明示する。
- (7) 全体工期のしわ寄せがないよう、関連工事の適正な施工期間を確保するなど、適正な工期を設定する。特に新築・改築・増築工事については、(一般社団法人)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考にする。
- (8) 工期や契約金額等について、下請へのしわ寄せが生じることのないよう、下請契約の見積りに当たっては、見積り条件に「本工事は、労務費の補正を行う「週休2日促進工事」である」旨が明記してあることを、施工体制台帳等（下請との契約書の写し、下請契約の見積書等）により監督員が確認する。

9 その他

週休2日促進工事について、アンケート等を実施する場合は協力すること。

10 適用

この要領は、令和8年4月1日以降起工する案件に適用する。